

岡崎市光化学スモッグ緊急時対策実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱に基づき、光化学スモッグ緊急時において、市民等の健康を保護し、生活環境を保全するために行う市長の措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予報等の発令)

第2条 市長は、愛知県(以下「県」という。)から光化学スモッグ予報、同注意報、同警報及び同重大警報(以下「予報等」という。)が発令されたときは、別図第1又は第2に定める岡崎市光化学スモッグ連絡系統図に従い、速やかに関係機関に連絡するものとする。

(予報等の解除)

第3条 市長は、県から予報等の解除の通知を受けたときは、予報等の発令の場合に準じた措置を採るものとする。

(周知)

第4条 市長は、光化学スモッグの予報等が発令又は解除されたときは、別表第1に定めるところにより、各担当部署に対する協力要請事項の周知徹底に努めるものとする。

(被害通報に対する措置)

第5条 市長は、光化学スモッグが原因とされる被害が発生した旨の通報を受けたときは、別に定める岡崎市光化学スモッグ保健対策要領により、被害状況の調査等を実施するものとする。

(事務局の設置)

第6条 市長は、事務局を環境保全課に設置し、関係機関の協力を得て必要な体制を整えるものとする。

(適用区域)

第7条 この要綱の適用区域は、岡崎市(都市計画区域内に限る。)の区域とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年7月27日から施行する。

この要綱は、平成20年4月22日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年7月15日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。